

ベンサム功利主義の再定義と経済思想

音無通宏（中央大学）

本報告の目的は、ベンサムに即して、1) 広く支配している常識的な功利主義理解の誤りを訂正し、功利主義本来の思想構造を明らかにすること、2) その点をふまえて、これまた必ずしも統一的理解が与えられていないベンサムの経済思想について一貫した理解を可能にする視点と解釈を提供することである。

1. 従来、功利主義は、功利の原理すなわち「最大多数の最大幸福」（ないし「最大幸福」）原理を唯一の価値基準として人間の社会生活や行為を規制するものと考えられてきた。そして、こうした理解にもとづいて、功利主義は「最大多数の最大幸福」（ないし「最大幸福」）の名のもとに、少数者の権利を犠牲にすることを容認し、あるいは正当化しさえするものとして批判されてきた。その典型が、権利論にもとづく政治哲学を開いたノージック¹である。ノージックとは主張の内容や方向は異なるにしても、基本的には同様の功利主義理解にたって現代正義論を開いているのがロールズ²である。ロールズの場合、功利主義批判として 1) 個人を権利の主体として認めず、そこでは個人は快苦の「容器」（ハート）にすぎず、個人の多様性を容認しない、2) 社会全体の快苦は個人の快苦計算の延長として把握されるとする論点が加わるが、功利主義の基本的解釈は「最大多数の最大幸福」を唯一の価値基準とするものである。ロールズ正義論が大きな今日的意義をもつことは十分認められるにしても、その功利主義理解そのものはステロタイプ化した常識的な功利主義理解であったといわざるえない。

以上のような少数者犠牲説にたつ功利主義理解に対して、功利主義を擁護する立場から新たな展開を試みたのがヘアの「二層理論」であった³。彼は人間の認識レヴェルを直感レヴェルと批判レヴェルに区別し、功利主義がかかわる後者では、行為の当事者はそれぞれ相手の立場に自己を置きかえることによって、利害を普遍化し、どの行為が全体としてより大きな幸福に寄与するか、したがってどの行為を選択すべきかを判断するとした。こうしたヘアの理論が、当事者間での利害の調整の原理を取り入れることによって、功利主義批判に答えるうえで貴重な寄与をなすものであったことは明らかである。しかし、このヘアの場合も、功利主義理解そのものは依然として「最大多数の最大幸福」原理のみからする一元的な理解であったといわねばならない。

もし諸個人が「最大多数の最大幸福」（ないし「最大幸福」）のみを唯一の価値基準として行為しなければならぬとすれば、私的利害の追求は、こうした結果をもたら

すことが明白でないかぎり、たえず制約され抑制されざるをえないだろう。そして、諸個人は自分の利益に反してでも行為しなければならないだろう。しかし、それはベンサム（およびミル）の立場ではない。ベンサムの経済学草稿に着目するとき、個々人の私的利害の追求は、当の個人がそれぞれの状況と事情に最もよく通じ、判断しうる主体であるから、各人に委ねられるべきであって、政府ないし立法者がみだりに介入すべきではないとされている。そうであるとすれば、ベンサムの立場は、従来の常識的な功利主義理解とは大きくかけ離れており、それらと整合させることは困難である⁴。

こうした事実にもかかわらず、従来「最大多数の最大幸福」原理のみからする功利主義理解が支配してきたのは、ベンサムの場合『道徳および立法の原理序説』のみから彼の功利主義について理解され、また功利主義研究そのものも主として倫理学や政治哲学の分野でなされ、それらに経済学研究の視点や成果が十分反映されてこなかつたことによるところが大きいように思われる。しかし、近代思想史、とりわけ19世紀思想において功利主義が占める位置と役割の大きさを考えれば、功利主義本来の思想構造を正確に理解しておくことはきわめて重要であろう。

2. 初期ベンサムを代表する著作のひとつが上記『序説』であり、従来の内外のベンサム功利主義理解の多くもそれに依拠してきたといってよい。しかし、本書は、周知のように1780年に印刷され、出版されたのはようやく1789年になってからであった。ベンサム自身がこの著作に大きな不満をもっていたためである。事実、彼は出版に際して、新たに「序言」を付し、出版が遅延した理由を記している。ベンサムによれば、本書は刑法典への序論として書かれたが、現行のままでは多くの「欠陥」をもっている。とりわけ重大なのは、本書には民法に関する事項が欠落している点である。というのも、権利の侵害を扱う前に、侵害の対象となる財産権その他の権利の確立と配分が規定されていなければならないからである。したがって、刑法や刑罰について論じるまえに、民法について記すべきであった。

こうして、ベンサムは改めて10部門からなる法体系の構想を示しているが、そこでは「民法」が第1部、つまり彼の法体系全体の基礎におかれ、「刑法」が第2部におかれている。こうした事実からも知られるように、民法は刑法および刑罰論の基礎をなすばかりでなく、さらにベンサム法体系全体の基礎をもなすものであった。事実、彼は1780年代を通じて、刑法および刑罰に関する草稿とともに、民法に関する多数の草稿を書いている。これら初期の草稿はジュネーヴ出身のデュモンによってフランス語で出版（1802年）され、後に英訳されてパウリング版『著作集』に収録された。しかし、ベンサムは1810年代末から20年代にかけて、今度は『憲法典』との関連で再び刑法に関する草稿とともに、民法に関する草稿を執筆している。これらの草稿そ

のものは未公表であるが、その断片が“Pannomial Fragments”として、上記『著作集』第3巻に収録されている。ケリーによれば初期の民法草稿と後期のそれとのあいだには強調点の相違が見られるが、いずれにしても、民法がベンサムの法体系と彼の功利主義思想の根底に位置している点に変わりはない。

「民法典の諸原理」としてパウリング版に収録された初期草稿のベンサムによれば、立法者の職務は社会の構成員のあいだに権利と義務（ベンサムは責務と呼んでいる）を確立し配分することである。一方に権利を与えることは、他方に義務を課すことにはかならない。統治の目的は、それらの権利と義務の確立と配分を通じて、侵害を防止し、社会の最大多数の最大幸福を促進することであって、直接それを自ら実現することではない。前者が民法部門に属し、後者が刑法部門に属することはいうまでもない。ベンサムの功利主義思想を理解する場合、何よりもこうした諸個人の権利の尊重とその侵害の防止、すなわち権利論と正義論が根底におかれている点を理解しなければならない。ベンサム功利主義が「最大多数の最大幸福」（ないし「最大幸福」）を最終目標とするといつても、その実現は諸個人への権利の付与とその侵害の防止を通じてなされるということである。そして、この場合、権利の具体的な内容をなすものが、初期草稿によれば「生存」「豊富」「平等」「安全」であり、社会の最大幸福はそれらの「下位諸目的」ないし二次的諸目的が諸個人のあいだでどれだけ実現されているかに依存する。したがって、ベンサムの功利主義は「最大多数の最大幸福」原理のみから直接理解されるべきものではなく、それらの下位ないし二次的諸目的の実現に即して理解されるべきものである。「最大幸福」原理は、むしろそれら二次的諸目的間に対立や衝突が生じた場合、それらの対立や衝突を調整し決済する究極的原理、いわば「憲法」原理にほかならない。ベンサム（およびミル）の功利主義思想は、何よりもそうした構造をもつものとして理解されなければならない。

3. 上記の二次的諸目的のうち、ベンサムが最も重視したのが「安全」である。「安全」とは、ベンサムによれば「人格」「財産」「名声」「生活状態」の安全であり、広義の所有権を意味している。それらそれぞれにおける権利と義務の確立が所有権の内容であり、その意味での所有権の安全と諸個人への配分こそ近代社会の基本的枠組をなすものだからである。そして、こうした枠組との関連で、ベンサムが重視したのが「期待の安全」であった。ベンサムによれば、「期待」の概念こそ、将来にわたる時間の契機を含み、人間をたんなる動物から区別するものであり、一貫した人生計画を可能にし、諸個人の自由な人格としての統一性を保証するものである。その意味で、「期待の安全」こそ、ベンサムにとって近代社会における人間生活を特徴づける本質的要素をなすものであった。

「安全」に次いで重視されているのが「生存」である。「安全」が近代社会の基本的

枠組を提供するものであるとすれば、「生存」は、それが失われるとすれば、ベンサムによれば比較を絶する（無限大の）幸福量のマイナスをともない、幸福計算そのものを無意味にするからである。しかし、「生存」は法律によってではなく、勤労を通じて提供される。法律は、勤労の成果の「安全」を保証することによって、間接的に「生存」に寄与するにすぎない。しかし、所有権と「期待」の安全が保証されたとしても、勤労によって生活を維持しえない場合が生じうる。窮貧民(the indigent)の場合がそれである。初期の民法草稿において、ベンサムは次のように述べている。「…窮貧民としての窮貧民の資格は、余剰の所有者としての所有者の資格より強力である。…窮貧民にふりかかる死の苦痛は、余剰の限定的な部分が取り去られることによって富者にふりかかる、落胆させられる期待の苦痛より、つねにより大きな悪であろうからである。」この文言には、富裕な所有者の「余剰」（豊富）に対する所有権より、窮貧民の生存権が優先することが論じられている。しかし、初期草稿の時点では、生存権をふくむ「平等」より、むしろ所有権の「安全」の絶対的優越性が強調されていた。

しかしその後、ベンサムは貧困問題の重大性をいっそう深く認識するようになったと考えられる。とくに 1795—97 年に大部の救貧法草稿を執筆して以後、彼は窮貧民の増加が所有権の安全という近代社会の枠組そのものにとって脅威となりかねないとする認識を深めたように思われる。事実、1801—04 年に執筆された『政治経済学綱要』では、社会的「安寧」にとって重要さの点で「生存」を第 1 順位にあげ、「安全」に優先させさえしている。もちろん、その記述は「政治経済学」内部の記述であって、ベンサムの法思想全体では「安全」が優位をしめている点に変わりはないにしても、1780 年代の「民法典」草稿に比べて「生存」により重点がおかれていることは明らかである。その他、救貧法草稿の執筆の前と後では、ベンサムの経済思想の内部でも大きな変化が見られる。例えば、紙幣増発によって経済成長を刺激する考え方から、過剰発行にともなうインフレによって年金生活者や下層階級に大きな打撃を与える可能性の強調、などである。

こうした傾向は、晩年になるにつれていっそう強まったと考えられる。1828 年に書かれ、“Pannomial Fragments”としてバウリング版『著作集』に収録された後期の民法草稿では、生存手段の欠如にともなって生じうる社会秩序への脅威がいっそう強調され、立法府が富裕階級の富の一部（剩余部分）を下層階級の生存維持のために強制的に移転すべきことが主張されている。そして同時に、過剰人口を解消するため移民の必要性が論じられている。

下位諸目的のうち、残された「豊富」と「平等」についていえば、「豊富」とは生存をこえる「富の素材」と定義される。その意味での「豊富」の実現が、社会秩序の安定と窮貧民の救済問題をバランスさせるうえで重要であり、望ましいことはいうまで

もない。しかし、ここでより重要なのは、「平等」の問題である。1780年代のベンサムは、「安全」に絶対的な優位を与え、「平等」の実現はまったく不可能であることを強調していた。確かに、「安全」が「平等」に優先し、不平等の減少は漸進的に進められるべきだとする考えは、ベンサムが生涯を通じてもち続けた基本的見地であった。しかし、後期になるにつれて、ベンサムはますます「生存」への平等な権利を主張するようになった。ケリーによれば、1820年代の民法草稿では、生存手段、したがって生存への平等な権利が強調されている。例えば、「厳密に理解された生存、この場合には、平等の階梯にはさまざまな程度の余地はない。」というのは、仮定によって、この場合にはいかなる不平等の余地もないからである。⁵ 「生存」の最低限における資格と権利の平等が主張されていることは明らかである。こうした主張と照らし合わせるとき、“Pannomial Fragments”末尾に収録されている、富と財産の再分配計画に関するベンサムの計算例は、貧困問題に対処しようとする彼の態度を如実に示しているといってよい。しかし、ベンサムによれば、法律がなしうるのはそこまでであって、「生存」と「豊富」の素材それ自体を生じさせることは政治経済学の対象であり、民法および法律一般の範囲をこえた問題である。

以上から、功利主義は「最大多数の最大幸福」（ないし「最大幸福」）原理のみから直接理解されるべきではなく、二次的諸目的ないし諸原理に即して理解されるべきであること、そして民法を基礎とするベンサム功利主義は、権利論と正義論を根底にもち、生存権の平等や諸個人の権利の尊重を基礎としていること、その意味で少数者犠牲説とはまさに正反対の性格と構造をもつことが理解される。

4. ベンサム経済思想の構造や特徴を把握する場合、以上のような彼の功利主義本来の思想構造をふまえることがきわめて重要であり、不可欠である。そうした視点からすると、『ベンサム経済学著作集』（1952—53年）を編集したスタークの問題点や解釈の歪みをも正すことができ、また時代に合わせて一いわば便宜主義的に一変化したと解釈されるベンサム経済思想の一貫性をも把握しうるだろう。

例えば、ベンサムは初期経済思想の総括ともいるべき『政治経済学便覧』（1793-95年）後半で、政府がなすのが「不適切な」政策（重商主義的諸政策）となすのが「適切な」政策を列挙し検討しているが、前者の1つとして、国富増大を目的として資本量を増加させ、資本を有利な方向に向かわせるために政府によって採られてきた「多くの」人為的政策を「すべて」有害であると批判している。しかし同時に、それらを即座に廃止することに反対し、漸進的に廃止すべきことを強調している。後者の点について、スタークは『便覧』執筆時点でのベンサムの保守主義を表わすものとして、その思想性格を規定している。しかし、先の二次的諸目的に照らし合せれば、ベンサムの主張の意図と真意は明らかである。すなわち、既存の制度や政策の急激な廃止は、

それらによって長期にわたり保持してきた既得利益を無視する結果となり、近代社会の基本的枠組たる所有権=「期待の安全」を侵害するということである。スタークによる上記のような解釈と性格規定は、ベンサム功利主義の基本構造の無理解に起因するものといわざるをえない。

ベンサムの経済思想は、『高利擁護論』(1787年)以来、自由主義的であり、むしろスミスよりいっそう自由主義的でさえあった。くり返し『国富論』を読み暗記しさえしていたといわれるベンサムは、一方では『国富論』の自由主義的市場観をよりいっそう徹底するとともに、他方では、スミスには存在しない政府がなすべき諸事項を提起している。その典型例が、行政区ごとの穀物貯蔵庫の設置である。しかし、スタークが『著作集』に付した「序論」その他を少し注意深く読めば、すでに『便覧』時点でも、それ以外に「パン価格の固定化」「植民地市場の獲得」など、政府がなすべきさまざまな政策的事項を念頭に置いていたことが知られる。とくに「パン価格の固定化」の主張は、後の『最高価格の擁護』(1801年)を先取りしたものということができる。

要約していえば、ベンサムの経済思想は、基本的には市場メカニズムと資本の蓄積による富の増大を通じて問題解決を考える点で、古典派経済学と共通の基盤と思考様式に立っている。しかし他面では、市場メカニズムだけでは解決しえない問題をも視野にいれている点で、必ずしも古典派経済学と同一ではない。そして、こうした相違を生じさせるものこそ、「安全」とならんで「生存」を重視する視点であり、下位ないし二次的諸目的に即して問題を把握する、ベンサム功利主義の基本的な思想構造にはかならない。『便覧』以来、ベンサムがサイエンスとしての経済学(スミス)をアートとしての経済学に従属すべきものとし、自らの経済学ないし経済分析を後者として位置づけることを強調した理由でもある。

注

1. Norzick, R., Anarchy, State, and Utopia, New York, 1974, ロバート・ノージック『アナーキー・国家・ユートピア』(嶋津格訳、木鐸社)、1992年。また、同様の功利主義=少数者犠牲説とする—今日ではむしろ悪名高い—批判として、B. Williams, "A Critique of Utilitarianism"; in Smart, J. J. C. and Williams, B., Utilitarianism: For and Against, Cambridge, (1973), repr. 1997, 75-150, が有名である。同書におけるSmartの論文は、Brant, R. B., Ethical Theory, 1959 によって提起された「行為功利主義」と「規則功利主義」の区分にしたがって現代功利主義論の展開を試みたものであるが、現代功利主義論において導入されているさまざまな功利主義の区分も、「最大多数の最大幸福」(「最大幸福」)原理のみからする功利主義理解を前提しているかぎり、ベンサム(およびミル)の功利主義とは異なることを指摘しておきたい。
2. Rawls, J., A Theory of Justice, Cambridge (Mass.), (1971), rev. ed. 1999, ジョン・ロ

ールズ『正義論』(矢島欣次訳、紀伊国屋書店)、(1971年)、1991年。

3. Hare, R. M., Moral Thinking: Its Levels, Method, and Point, Oxford, 1981, R · M · ヘア『道徳的に考えること』(内井・山内訳、勁草書房)、1994年。
4. こうした不一致に対して、かつてアレヴィが経済の領域では「利害の自然的一致」の原理が支配し、法の領域では「利害の人為的一致」の原理が支配するとしたことは周知のところである。しかし、こうした二元論的解釈はいかにも便宜的である。
5. UC CLX, 161, quoted in Kelly, P. J., Utilitarianism and Distributive Justice: Jeremy Bentham and the Civil Law, Oxford, 1990, 119.

[付記。紙数の都合上、ベンサムの著作については省略する。]